

神戸市立博物館条例施行規則の改正（案）の概要

1. 規則改正の趣旨

神戸市立博物館では、特別展・企画展を開催しています。近年の特別展の観覧料を考慮し、神戸市立博物館条例（昭和 57 年 3 月条例第 59 条）第 4 条第 4 項に基づき神戸市立博物館条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 92 号、以下「規則」という。）第 4 条第 2 項で規定する定期券（ミュージアムカード）の料金について、改定を行うことを検討しています。つきましては、規則の改正に関する意見公募を行います。

※定期券（ミュージアムカード）とは、発行日より 1 年間（発行した日の属する月の翌月の初日から 1 年を経過した日まで）有効で、コレクション展・特別展すべての展覧会を何度でも観覧できるカードのことです。

2. 改正の概要

規則第 4 条第 2 項の表に記載する定期券の料金を、以下のとおり改定します。

【現行】			【改正案】	
区分	料金		区分	料金
大学生	1,500円	⇒	大学生	2,000円
一般	3,000円		一般	4,000円

※一般とは、高校生以下及び大学生以外の方。

3. 施行予定日

2026 年 4 月 1 日